



## (1)カリキュラム・マネジメントについて⑪

これからの時代に求められる**資質・能力**は特定の教科等だけではなく、**全ての教科等のつながりの中で育まれる**ものである。

【これまで】 **無意識**のもとになされてきた。

【これから】 **意図的**に相互に組織化・構造化を図る。

**カリ・マネの最終ゴールは、子供一人一人が自己のカリ・マネを実現すること**



## (2) 学校評価について②

### カリキュラム・マネジメントの充実(解説 総則編P39)

- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、
  - ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
  - ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
  - ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

## (2) 学校評価について③

カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価の関連付け  
(解説 総則編P120)

ア 各学校においては、**校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメント**を行うよう努めるものとする。

また、各学校が行う**学校評価**については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、**カリキュラム・マネジメントと関連づけながら実施**するよう留意するものとする。



## (2) 学校評価について④

なぜ、カリキュラム・マネジメントと学校評価を関連付けるの？

- ・カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的・計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。



教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核



学校教育法第42条：教育活動その他の学校運営の状況についての評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るための必要な措置を講ずる。



カリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施する

## (2) 学校評価について⑤

- 平成14年 4月 小学校設置基準等の施行  
各学校は、学校評価の実施とその結果の公表に努める。
- 平成16年 群馬県「学校評価システム」を策定
- 平成18年 3月 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」
- 平成19年 6月 学校教育法の一部改正(42条)  
平成19年10月 学校教育法施行規則等の一部改正(66, 67, 68条)
  - ①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
  - ②学校関係者評価を行うとともに、その結果を公表するように努めること。
  - ③自己評価、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。
- 平成20年1月 「学校評価ガイドライン[改訂]」
- 平成20年3月 群馬県「学校評価システム」
- 平成22年 「学校評価ガイドライン[平成22年改訂]」
- 平成27年6月 学校教育法等の一部改正  
小中一貫教育の実施に当たっての学校評価の在り方に関する記述を追加  
「学校評価ガイドライン[平成28年改訂]」

## (2) 学校評価について⑥

### 〈学校評価の目的〉

- ①各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、**目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価**することにより、**学校として組織的・継続的な改善を図ること。**
- ②各学校が、**自己評価**及び**保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切な説明責任を果たす**とともに、**保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。**
- ③各学校の**設置者**が、**学校評価の結果に応じて学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じる**ことにより、**一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。**



**学校評価を日常の教育活動と切り離すことなく、学校運営の中に適切に位置づけ、評価結果を踏まえた改善を図っていくこと。**



## (2) 学校評価について⑦

〈学校評価により期待される取組と効果〉

①学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組む。設置者等に報告することにより課題意識を共有する。設置者は予算や人事上の措置や指導主事の派遣などの支援を行う。

②学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り、課題意識を共有することにより、相互理解を深める。



学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進し、開かれた学校づくりを進めていく。

③第三者評価を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができる。専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や学校の課題と改善方法が明確になる。



学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながる。

④学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たす。

⑤学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。

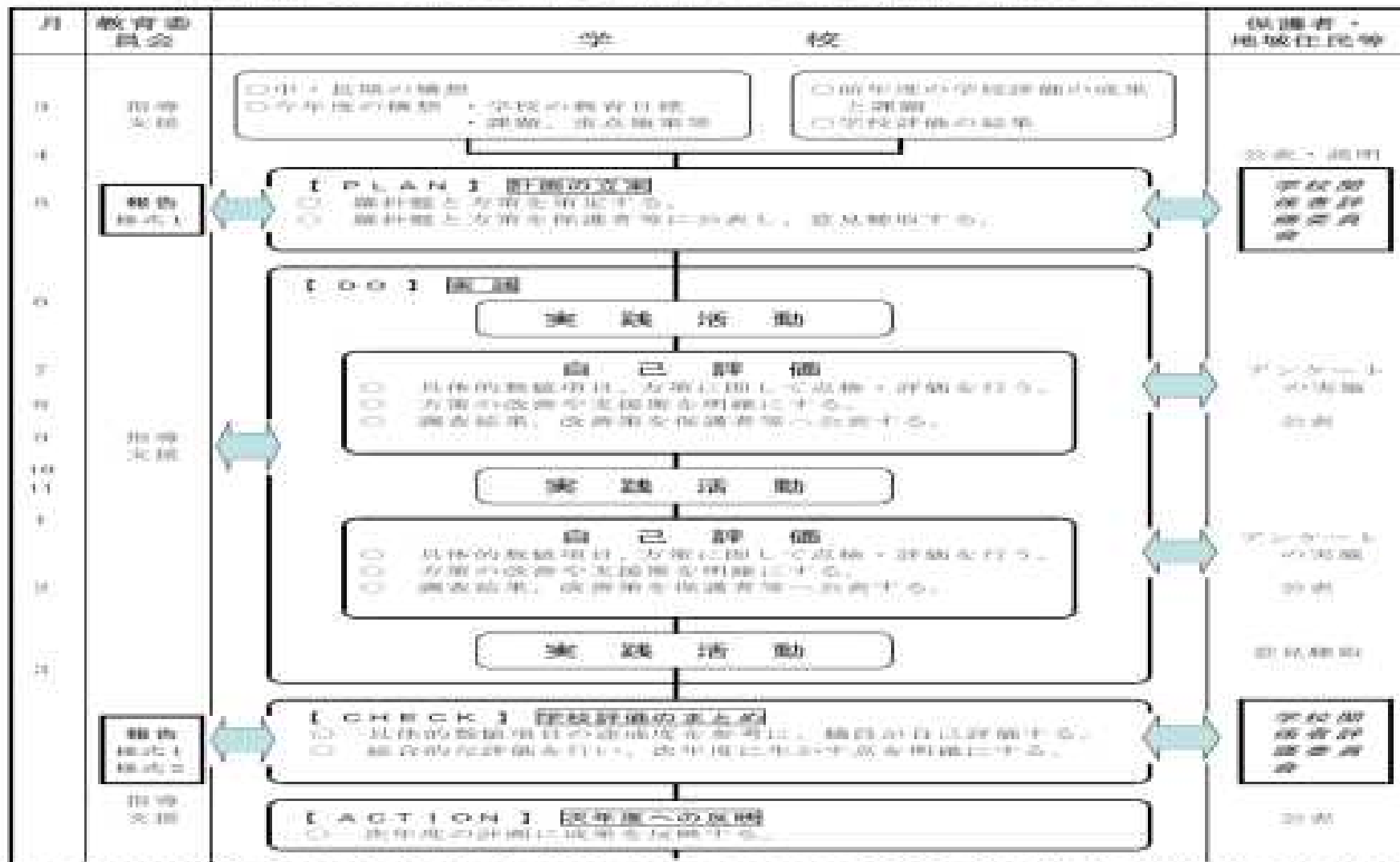


自己目的化せず、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していく。

# (2) 学校評価について⑧

## 1 群馬県「学校評価システム」1年の流れ

群馬県「学校評価システム」における1年間の学校評価の流れの例を示します。



## (2) 学校評価について⑨

### (3) 学校評価一覧表①(様式1)

学校評価一覧表①(様式1)は、各学校の羅針盤(評価対象、評価項目、具体的評価項目)を、互いに関わりあわせ、改善策について一連のつながりの枠組みを見やすく整理したものです。

学校評価一覧表① (様式1)

羅 針 盤			方 向	自己評価①		自己評価②	
評価対象	評価項目	具体的評価項目		改善前	改善後	改善前	改善後

### (4) 学校評価一覧表②(様式2)

学校評価一覧表②(様式2)は、1年間の羅針盤に基づいた学校の取組の達成度、学校関係者評価の達成度や評価者の意見、次年度へ向けての学校の考えをまとめるものです。

学校評価一覧表② (様式2)

羅 針 盤			自己評価 (割合)	学校関係者 評価	学校関係者評価委員 の意見	今後に向けての 学校の考え
評価対象	評価項目	具体的評価項目				